

# 飛鳥・奈良時代における紫色の特質

小倉 久美子

## はじめに

古代には赤土などの顔料と、植物から抽出する染料との二つの方法によって着色されていた。染料は繊維に染み込みやすいという性質があるため、主に衣裳の着色に用いられてきた。当初は、摺り染めなどの原始的な染色方法が行われていたが、次第に技術が発展したことで飛鳥時代以降には非常に多彩な色が生み出された。『万葉集』にもその片鱗を見ることが出来る。

それと軌を一にして、対外的な国家形成が目指され、冠位十二階をはじめとした服制によって政治的秩序が画策されていた。こうした政策がもたらした影響は大きかったであろう。そしておそらくは古代の人々の色に対する意識を変化させる要因にもなり得たのではないか。

そこで、本稿では律令国家形成に伴う色への意識変化を探ってみたいと考えている。なかでも紫色は上位の色として服制に位置づけられており、それは平安時代以降も高貴な色という心象が受け継が

れていく。しかしなぜそれは紫色でなければならなかったのだろうか。古代において紫色にはどのような特性があるのか、検討していきたい。

## 一、『万葉集』にみる紫色

紫色は、紫草の根（紫根）を用いて染められる。揮発性が強い染料であるため、媒染剤として灰汁が使われることが多い。『万葉集』に「紫は灰指すものそ海石榴市の」（卷十二の三一〇一）と詠まれるのは、その工程をあらわしたものである。紫根染めが行われるようになったのは飛鳥時代からであり、「韓人の衣染むとふ紫の」（『同』卷四の五六九）とあるように渡来系の人々によって技術がもたらされたと推測される。

紫草は、夏ごろに枝の先に小さな白い花を咲かせる。その名は、群がり咲くためとする説、斑に咲くためとする説、先端に咲くためとする説などさまざまである。この紫草を用いて染められることから、その色名が紫と呼ばれるのである。

『万葉集』には紫を詠んだ歌が十七首ある<sup>〔1〕</sup>。そのなかでも、紫草を詠んだものと、紫色を詠んだものとの二つに大別することができる。前者は「あかねさす紫野行き標野行き」（『同』卷一の二〇）、「託馬野に生ふる紫草」（『同』卷三の三九五）、「紫の

根延ふ横野」(『同』卷十の一八二五)、「紫草は根をかも竟ふる」(『同』卷十四の三五〇〇)といったもので、標野や託馬野に生育する紫草や、根が伸びる様子、根を掘り取る様子など、色彩よりも紫草という植物そのものに主眼が置かれていることがわかる。

もう一方、紫色を詠んだ歌としては「紫の糸をそわが搓る」(『同』卷七の一三四〇)、「紫の帯」(『同』卷十二の二九七四)、「紫のわが下紐」(『同』卷十二の二九七六)、「紫の綵色の褌」(『同』卷十二の二九九三)、「紫の大綾の衣」(卷十六の三七九二)などがあり、糸・帯・下紐・褌・綾・衣などが紫色に染められていたことがわかる。

こうした非常に具体的な物品に限って紫という色が詠み込まれるのは、紫色の特徴のひとつといえる。なぜなら他の色をみると、たとえば「水鳥の鴨羽の色の青馬を」(『同』卷二十の四四九四)といったように、染料にはならない自然のなかの動物や景物を引き合いに出して色彩を表現する場合がある。ところが紫に限っていえばその表現方法は非常に現実的である。

この点に関して、伊原昭氏は「古代の紫は、それが染色である場合、非常に技術的にも高度なものであり、色相も染め方も種々あり、多くが高級の品々の華麗な色として記載されている。しかし、それらは、宮廷の寺院関係の諸物品、あるいは、朝廷に仕える人々の公の朝服・制服、冠に関するもの等、概して、上流の階級に結びつく

ものであった」ことを指摘されている。続けて伊原氏は、紫草が珍重なものであったゆえに、「実際に見、手に触れることのできる、周辺の土地に生えている植物としての紫草の生態、また、おそらく紫の染色作業に関連をもつ労働にたずさわる彼等自身や、彼らの周囲の人々から聞いた知識による染色の過程、その染色によって出来あがったいくらかの種類の商品、そうした彼等の生活において直接知っている範囲の紫のあり方を歌に表現したのではあるまいか」と推察する<sup>2)</sup>。他の色にはみられない、紫色の特質を考えるうえで重要な指摘である。

さらに、古代において色は呪術的な意味をもつ場合がある。もともと顕著な色は白であり、赤(朱・丹)や黒、青などにも古代の人々は霊性を見ていたと考えられている<sup>3)</sup>。ただし、そこに紫色はみられない。これは、紫色の染色技術が他の色相に比べて比較的新しいものであり、その社会的価値が律令国家形成の過程で形作られていくためではないだろうか。そこでつぎに飛鳥・奈良時代の服制のなかで、紫色がどのような過程を経て組み込まれていくのかを見ていきたい。

## 二、服制における紫色の位置づけ

### (一) 推古朝の服制

位階制の整備は、有能な人材を個人の能力によって登用すること  
で、朝廷を中心とする官僚政治を成すことに主たる目的がある。そ  
のため、位階を示す服制にはその秩序を可視化するという意義が  
あった。その嚆矢が推古朝に制定された冠位十二階である。

史料一『日本書紀』推古天皇十一年（六〇三）十二月五日条

始行<sup>三</sup>冠位<sup>一</sup>。大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・  
小信・大義・小義・大智・小智・十二階。並以<sup>三</sup>当色<sup>一</sup>繩<sup>一</sup>縫<sup>一</sup>之。  
頂撮<sup>レ</sup>総如<sup>レ</sup>囊、而着<sup>レ</sup>縁焉。唯元日着<sup>二</sup>髻花<sup>一</sup>。

定められた位階は、徳・仁・礼・信・義・智を大小に分けた十二  
階であり、冠はそれぞれの当色の繩（絹製）を用いることで位が識  
別された。冠の頂点は袋状であり、縁飾りがつけられた。また元  
日朝賀には特別に髻花を挿した。この冠位制は、「始賜<sup>三</sup>冠位於諸  
臣<sup>一</sup>、各有<sup>レ</sup>差。」（『同書』同十二年（六〇四）正月朔条）とあり、  
六〇四年から執行されたようである。

このように、冠位は冠の色によって位階があらわされており、服

装に關しての規定はみられない。ただし、先学では冠の色と服の色  
とは同じであるとされる<sup>(4)</sup>。それは、

史料二『日本書紀』同十六年（六一八）八月十二日条

召<sup>三</sup>唐客於朝廷<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>奏<sup>三</sup>使旨<sup>一</sup>。時阿倍鳥臣・物部依網連抱、  
二人為<sup>三</sup>客之導者<sup>一</sup>也。於是、大唐之国信物置<sup>三</sup>於庭中<sup>一</sup>。時使  
主裴世清、親持<sup>レ</sup>書、兩度再拜、言<sup>三</sup>上使旨<sup>一</sup>而立之。……是時、  
皇子諸王諸臣、悉以<sup>二</sup>金髻花<sup>一</sup>著<sup>レ</sup>頭。亦衣服皆用<sup>三</sup>錦紫繡織及  
五色綾羅<sup>一</sup>。（二六、服色皆用<sup>三</sup>冠色<sup>一</sup>。）。

とあるように、隋からの初めての使者である裴世清を迎えた公的な  
場において、錦紫繡織と五色綾羅とを着用しており、その「服の色  
はみな冠の色を用いる」（傍線部）と記されているためである。加  
えて、菟田野へ葉狩の行幸が行われたさいには「是日、諸臣服色、  
皆隨<sup>三</sup>冠色<sup>一</sup>。」（『同書』推古十九年（六一二）五月五日条）と  
あり、ここでもやはり臣下の服の色は冠の色に随ったことがわかる。  
以上の史料を根拠として、冠と服とは同色であり、史料一は冠だけ  
ではなく服の色をもつても位階が示されていたと考えられている。

しかし、冠位制定時（史料一）に服の色に関する言及がないこと  
には留意すべきであろう。いまいちど史料一に立ち戻ってみると、  
元日朝賀には髻花を挿すように定められている。史料二の場合にも、

皇子・諸王・諸臣は金髻花を挿していることから、元日朝賀に匹敵するほどの規模で盛大に行われたのであろう。すなわち元日朝賀や行幸といった極めて重要な場においてはそれにふさわしい特別な装いがなされたと考えられる。そのため、通常の政務と同様に扱うことはできない。わざわざ服の色が冠の色と同じであると記録されるのは、それが通例とは異なる状態であることを示唆しているのではないだろうか。

史料一によると、冠の色は当色であることがわかる。この当色がいかなる色を指すのかについては、これまでさまざまな議論がなされてきた<sup>(5)</sup>。本稿の考察対象である紫色に限っていえば、冠位十二階の徳にあたる位の色に紫色が相当するという説がある。これは「蘇我大臣蝦夷、緑<sup>レ</sup>病不<sup>レ</sup>朝、私授<sup>二</sup>紫冠<sup>一</sup>於子入鹿、擬<sup>二</sup>大臣位<sup>一</sup>。」（『同書』皇極天皇二年（六四二）十月六日条）とあるように、大臣位に紫冠が当てられているためである。

しかし、この説に対する問題を提起したのが黛弘道氏である。黛氏は、後世の位階改定の実例などを詳細に考証した結果、大臣位と冠位十二階という徳の位とは完全に一致しないことを指摘した<sup>(6)</sup>。このことにより、史料一にいう当色のなかに紫色が含まれる可能性も低くなったと考えられる。

以上、冠位制は推古朝より導入が試みられた。位階の表象は冠の識別によって行われたが、特別な儀式の場においては服の色でも区

別されることがあった。ただし、その色相については不明であり、紫色は冠位十二階よりもさらに上位にあたる大臣位の冠に使われていることから、規定の範囲外であったと考えられる。

## （二）大化期の服制

冠位制は、大化改新をすすめる政治動向のなかで、冠位十二階から約四〇年ぶりに改正される。それが七色十三階である。

史料三『日本書紀』大化三年（六四七）条

是歳、制<sup>二</sup>七色<sup>一</sup>十三階之冠<sup>一</sup>。一曰、織冠、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>織為之、以<sup>レ</sup>繡裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、服色並用<sup>二</sup>深紫<sup>一</sup>。二曰、繡冠、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>繡為之、其冠之縁・服色、並同<sup>二</sup>織冠<sup>一</sup>。三曰、紫冠、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>紫為之、以<sup>レ</sup>織裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、服色用<sup>二</sup>浅紫<sup>一</sup>。四曰、錦冠、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、其大錦冠、以<sup>二</sup>大伯仙錦<sup>一</sup>為之、以<sup>レ</sup>織裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、其小錦冠、以<sup>二</sup>小伯仙錦<sup>一</sup>為之、以<sup>二</sup>大伯仙錦<sup>一</sup>、裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、服色並用<sup>二</sup>真緋<sup>一</sup>。五曰、青冠、以<sup>二</sup>青絹<sup>一</sup>為之、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、其大青冠、以<sup>二</sup>大伯仙錦<sup>一</sup>、裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、其小青冠、以<sup>二</sup>小伯仙錦<sup>一</sup>、裁<sup>二</sup>冠之縁<sup>一</sup>、服色並用<sup>二</sup>紺<sup>一</sup>。六曰、黒冠、有<sup>二</sup>大小二階<sup>一</sup>、其大黒冠、以<sup>二</sup>車形錦<sup>一</sup>、裁<sup>二</sup>冠之

縁<sup>一</sup>、其小黒冠、以<sup>二</sup>菱形錦<sup>一</sup>、裁<sup>三</sup>冠之縁<sup>一</sup>、服色並用<sup>レ</sup>緑<sup>一</sup>。七  
曰、建武〔初位。又名<sup>二</sup>立身<sup>一</sup>。〕、以<sup>二</sup>黒絹<sup>一</sup>為之。以<sup>レ</sup>紺裁<sup>二</sup>  
冠之縁<sup>一</sup>。別有<sup>二</sup>鎧冠<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>黒絹<sup>一</sup>為之、其冠之背、張<sup>二</sup>漆羅<sup>一</sup>、  
以<sup>二</sup>縁與鈿<sup>一</sup>、異<sup>二</sup>其高下<sup>一</sup>、形似<sup>二</sup>於蟬<sup>一</sup>。小錦冠以上之鈿、雜<sup>二</sup>  
金銀<sup>一</sup>為之。大小青冠之鈿、以<sup>レ</sup>銀為之。大小黒冠之鈿、以<sup>レ</sup>銅  
為之。建武之冠、無<sup>レ</sup>鈿也。此冠者、大会、饗客、四月七日齋  
時、所<sup>レ</sup>着焉。

冠位十二階では冠の色によって位階が識別されていたのに対して、  
七色十三階では冠に使用される位色は縁に限られ、同色が服の色に  
使用された。その色相は、織冠および繡冠は深紫を、紫冠は浅紫を、  
錦冠は真緋を、青冠は紺を、黒冠は緑を用いた（建武は不明）。冠  
位それぞれの大小は素材によって区別したようである。さらに、大  
会などの特別な場では鎧冠を着けた。これは冠位十二階において、  
元日には特別に髻花を挿すという規定に相当すると考えられ、やは  
り冠位には通常とは異なる特別な装いが存在したことがわかる。

このように、七色十三階において位色は冠だけではなく、より面  
積の広い服の色にまでその使用が認められる。これは本来、特別な  
儀式にのみ実施されていた装いが、次第に常態化していたことによ  
ると考えられる。なぜなら、衣裳には時代が経るとともに、より威  
儀あるものへと変遷するという性質がみられるためである。

さらに、七色十三階において注目したいのは、深紫・浅紫という  
ように紫色の濃淡によって位階を識別している点であり、これは紫  
色の位色に限ったことである。前述したように、七色十三階制定の  
五年前には、蘇我蝦夷が子にあたる入鹿に「紫冠」を授けている。  
これは七色十三階にいう浅紫が用いられたものであろう。冠位十二  
階では規定の範疇に入れることができなかつた高位の冠位を、七色  
十三階は組み入れたのである。しかも、織冠・繡冠・紫冠といった  
高位がすべて紫色で占められている点は看過できまい。  
後述するように、位色の濃淡によって位階を識別する方法は、後代  
の服制にも引き継がれていく。色が濃ければ濃いほど高い位階を示  
すことになる。その淵源が紫色に限ってみられるという点をここで  
は強調しておきたい。

### (三) 天武・持統朝の服制

冠に使用する色によって位階を識別するという制度は天武朝  
に至ってなくなる。それは「男夫始之結<sup>レ</sup>髪、仍着<sup>二</sup>漆紗冠<sup>一</sup>。」  
（『同書』天武天皇十四年〔六八五〕六月六日条）というように、  
冠がすべて漆紗製に統一されるためである。代わって位色は服（朝  
服）に限って使用されるようになり、それを定めたのがつぎの史料

である。

史料四『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）七月二十六日条

勅定「明位已下進位已上之朝服色」。淨位已上、並着「朱花」

〔朱花、此云二波泥孺一。〕、正位「深紫」、直位「浅紫」、勳位

「深緑」、務位「浅緑」、追位「深蒲萄」、進位「浅蒲萄」。

淨位以上は朱花、正位は深紫、直位は浅紫、勳位は深緑、務位は浅緑、追位は深蒲萄、進位は浅蒲萄がそれぞれの位色となっている。ここでは紫色に限らず、緑色と蒲萄色についてもその濃淡によって位階を識別している。

淨位以上の位色として定められた朱花色の色相を示す朱花に関しては、これまで蓮花とする説、唐棣花とする説、黄丹とする説、紅花とする説などがあり定かではない。ただし、淨位以上の位階に着けるのは皇族に限ったよう、七色十三階（史料三）の最高位である織冠が臣下の位階であることから、史料四の勅は七色十三階よりもさらに高位の位階に関して規定の範囲にあったことがわかる。朱花色は後代の位色のなかには見られない。

蒲萄色も同様に後代の位色には見られない色相である。『令集解』に「謂……蒲萄者、紫色之最浅者也。积云、……蒲萄、青色也。俗云、鳩染也。古記云、……蒲萄、謂青色鳩染是也。」（衣服令・

服色条）とあり、古記（天平一〇年（七三八）頃成立）と令积（延暦六年（七八七）〜同一〇年（七九一）成立）では青色、『令義解』では紫色のもっとも薄い色であると、蒲萄色の色相について説明されている。『令義解』が紫色の薄い色とするのは、『延喜式』に「蒲萄。綾一疋、紫草三斤、酢一合、灰四升、薪卅斤。帛一疋、紫草一斤、酢一合、灰二升、薪廿斤。」（縫殿寮・雑染用度条）とあるように、少量の紫草で染めるためであると考えられる（紫草の用量の比較については後掲の表を参照）。

ただし、平安時代の蒲萄色が深い赤紫色であったのに対して、飛鳥・奈良時代の蒲萄色は青色である。平安時代とは異なる色相であったことには注意が必要であろう。そもそも紫色は赤色と青色との中間色であるため、赤色系統・青色系統いずれにも属する。そのため、青色とみなされる紫色を想定することも可能なのではないだろうか。

日本の伝統的な色彩を復元考証する吉岡幸雄氏は、「紫が赤味がちであるとか、青味がちであるとか、色合いがよく問題になる。実際の染色作業は、紫根の液での染色をしてから、次に樺の木灰の上澄み液（灰汁・媒染剤）での発色というように、この工程を交互に繰り返すわけである。布は紫根の液に入っているときには赤味になる。だが、そのいっぽうで、灰汁に入れるとたちまち青系の紫となってくる。これは灰の成分はアルカリ性であって、紫根はこのな

かに入ると青味になり、その一方で酢などが少し入った酸性の染料の液に出会うと赤味になるからである」と自らの実践による成果を述べる<sup>8)</sup>。これに随うならば、葡萄酒とは少量の染料を用い、灰汁をくぐらす回数が多い染色方法によって得られる色相ということになる。

従来、天武朝に制定された朝服の葡萄酒色は平安時代と同様に黒味をおびた赤紫色であるとされてきた（吉岡氏もこの説をとる）。それに対して増田美子氏は、奈良時代の葡萄酒色は平安時代以降のそれとは異なって、黄緑系統の色彩であると位置づける。ただし増田氏は「葡萄酒が『令義解』に見られるように紫の最も薄い色である」とすると、「深葡萄酒」は薄い紫に近い色ということになり、この色相と直位の「浅紫」の色相との識別は困難となるだろう<sup>9)</sup>とし、紫色とも異なっていたという見解を示されている。

しかし本稿では、やはり葡萄酒色は紫草によって染められたと考えたい。当然、その色相は平安時代とは異なって薄い青紫であったと考えられている。古記や令釈のいう青色と『令義解』のいう薄い紫色とはなんら矛盾するものではないだろう。

葡萄酒色という位色は、その五年後に施行された持統朝の朝服位制以降みられない。朱花色と同様に、位色としては天武朝に限定されるのである。

史料五『日本書紀』持統天皇四年（六九〇）四月十四日条

詔曰、……其朝服者、浄大壹已下広式已上黒紫。浄大参已下広肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深緑。務八級浅緑。追八級深縹。進八級浅縹。別浄広式已上、一畝二畝一部之綾羅等、種々聴用。浄大参已下直広肆已上、一畝二部綾羅等、種々聴用。上下通用綺帯白袴。其余者如常。

天武朝で朱花色としていた浄位は、より細分化されて壹・式が黒紫色、参・肆位が赤紫色となった。臣下の最高位である正色は深紫色が赤紫色に、直位は浅紫色が緋色になっている。さらに、勤位および務位は変わっていないが、深葡萄酒・浅葡萄酒であった位色は深縹・浅縹になっている。縹は藍を主染料とする青色系統の色である。紫色の濃淡についても、深紫・浅紫と表記されていたものが、黒紫・赤紫となっている。他の色がその濃淡だけで位階を識別しているのに対して、紫色には黒色系統・赤色系統といった色調の違いがあったことに留意したい。

やがて、持統朝に定まった朝服位制は大宝令（大宝二年（七〇二）施行）の衣服令へと集約されていく。大宝衣服令の令文そのものは散逸のため知ることができないが、前年にはつぎのような服制の改正がなされており、大宝衣服令もこれとほぼ変わらない内容であったと考えられる。



史料六『統日本紀』大宝元年（七〇一）三月廿一日条

始依「新令」、改「制官名位号」。……又服制、親王四品已上、

諸王諸臣一位者皆「黒紫」。諸王二位以下、諸臣三位以上者皆

「赤紫」。直冠上四階「深緋」。下四階「淺緋」。勤冠四階「深緑」。務

冠四階「淺緑」。追冠四階「深縹」。進冠四階「淺縹」。皆漆冠、綺帶、

白襪、黒革烏。其袴者、直冠以上者皆白縛口袴、勤冠以下者白

脛裳。

持統朝の朝服位制（史料五）との主な違いは、臣下の最高位である一位の者に黒紫色の着用が許された点、緋色も濃淡の違いによって位階が識別されるようになった点があげられる。

濃い（深い）緋色は、『延喜式』に「深緋。綾一疋〔綿紬・糸紬・東繩亦同〕、茜大卅斤、紫草卅斤、米五升、灰三石、薪八百冊斤。帛一疋、茜大廿五斤、紫草廿三斤、米四升、灰二石、薪六百斤。貫布一端〔四丈〕、茜大十六斤、紫草十四斤、米升、灰一石五斗、薪三百六十斤。葛布一端、茜大七斤、米八合、灰四斗、薪九十斤、紫草七斤。」（縫殿寮・雑染用度条）とあるように、通常の緋色を染める茜に加えて紫草を使用する。八世紀になって緋色に濃淡がみられるのは、おそらくこの紫草を加えて緋色の明度を下げるといいう染色技術が生まれたためではないだろうか。深緋色の成立は、紫草

による染色技術の発達によると考えられる。

以上のように、天武・持統朝において紫色はその濃淡だけではなく、青色系統となる葡萄色、赤色系統となる赤紫色、黒色系統となる黒紫色といった非常に幅広い色調によって位階を識別していたのである。他の色がその濃淡によってのみ区別がなされていたことか

らすれば、紫色の多彩な色相は特異であったといえよう。

こうした紫色のもつ豊かな色調が生成されるには、紫草による染色技術の成熟が必要不可欠である。よって、天武・持統朝は紫草による染色の技術が飛躍的に進展した時代と位置付けられる。緋色に濃淡がみられるようになるのは、そうした技術発展の一端であると考えられよう。

### （三）奈良時代の服制

奈良時代の服制は、おおむね養老衣服令（養老二年〔七一八〕編纂開始。天平宝字元年〔七五七〕施行）に則して実行されていたと考えられている。養老衣服令の内容は大宝衣服令とほとんど同じである。大宝衣服令を補完する意味でも、大宝元年制定の新令（史料六）と比較しながら見てみたい。



史料七『令義解』養老衣服令

親王礼服

一品礼**深紫**服冠〔四品以上、毎品各有別制。〕**深紫**衣、牙笏、白袴、條帶、深緑紗褶、錦襪、烏皮烏〔佩**綬玉珮**。〕。

諸王礼服

一位礼服冠〔五位以上、毎位及階、各有別制、諸臣准此〕、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深緑紗褶、錦襪、烏皮烏。

二位以下五位以上、並**浅紫**衣、以外皆同一位服〔五位以上佩**綬**。三位以上加**玉珮**。諸臣准此。〕。

諸臣礼服

一位礼服冠、**深紫**衣、牙笏、白袴、條帶、深縹紗褶、錦襪、烏皮烏。三位以上、**浅紫**衣。四位、**深緋**衣。五位、**浅緋**衣。

以外並同一位服。大祀・大嘗・元日、則服之。

朝服

一品以下五位以上、並皂羅頭巾、衣色同**礼**服。牙笏、白袴、金銀装腰帶、白襪、烏皮烏。六位、**深緑**衣。七位、**浅緑**衣。八位、**深縹**衣。初位、**浅縹**衣。並皂縹頭巾、木笏〔謂、職事。〕、烏油腰帶、白袴、白襪、烏皮履。……。

大宝元年新令の位色と比較してみると、黒紫が深紫へ、赤紫が浅紫へと表記が代わっており、その他はすべて一致する。古代の染色

技術の復元的研究によれば、黒紫・赤紫と深紫・浅紫とは同色であり呼び方を変えただけとする解釈されることが多い<sup>(10)</sup>。なかには、黒紫は美しい紫色の濃い色を、赤紫は単に紫色を薄めた色ではなく意図的に赤味を帯びさせた色をいうとする指摘もみられる<sup>(11)</sup>。

深紫・浅紫という位色は、七色十三階(史料三)に初めてみられ、天武朝の服制(史料四)にも引き継がれる。それが持統朝になると黒紫・赤紫という表記(史料五)に代わるのである。先に述べたように、持統朝の服制度は天武朝の服制施行のわずか五年後に施行されたものであり、朱花や葡萄の位色のように顕著な改変がみられる。そのため黒紫・赤紫についても、深紫・浅紫と同色であるとは考えがたい。紫色の濃淡をより鮮明にするために、黒色系統・赤色系統という色調の変化を意識的に行ったのではないか。

ただし、紫色は紫根を何度も繰り返して染めることで明度が落ち、黒みを帯びた色になる<sup>(12)</sup>。深紫(濃い紫)と黒紫とがまったく異なる色であったわけではない。たとえば、一〇世紀中期頃から四位以上はすべて黒色の袍を着用するようになるのは周知のことである。この現象については、四位が着用する深緋が次第に紫色を帯びて三位を侵犯する事態になったため、三位以上の紫色の位色はより濃い紫色を求めた結果であるとするのが通説となっている<sup>(13)</sup>。このように、紫色は色素が濃ければ濃いほど、黒色に近づくという性質があるということがわかる。

### 三、色の濃淡における紫色の特性

染色において色に濃淡をつけるには二つの方法がある。一つには多くの染料を用いて何度も繰り返して染色の行程を行う方法、もう一つには染料の種類を増やすという方法である。

この二つの方法についてよくわかるのが『延喜式』縫殿寮・雑染用度条である。古代の染色技法に関して記述した史料は皆無であるが、本条によれば染色に用いる染料や媒染剤などの分量を知ることができる。今日まで実践されている古代染色技術の復元的研究は、本条の記述によるところが大きい。ただし、『延喜式』の内容は平安時代前期のものであるため注意も必要である。

『延喜式』縫殿寮・雑染用度条において、もつとも多く用いられている染料は紫草である。どのような染色にどれだけの紫草が使用されているのかをまとめたのが次頁の表である。

本表からわかるように、たとえば綾を染めるにあたっては、深紫色なら三十斤、浅紫色なら五斤、葡萄酒なら三斤の紫草が必要となるように、仕上がりの色が薄くなればなるほど染料の数量が減っていることがわかる。

緋色は紫草の染料を加えることで濃度を増すことは先述したとおりである。本表に示したように、深緋色を染めるときには茜とほぼ同量の紫草が用いられている。しかも、それが動物性繊維である

綾・帛であるときには、深紫色を染めるときに使用する紫草の分量に匹敵する。

従来、古代染色技術の復元的研究のなかで、服制において紫色が高位を担う理由について染料となる紫草の希少性が説かれてきた。さらに、色の濃度による位階の識別に関しても、濃く染めるためにはより多量の染料が必要となり手間暇もかかるという点で、色が濃ければ濃いほど上位をあらわすと考えられてきた。これらは実践的考証のなかで培われた見知であろう。

しかし、『延喜式』縫殿寮・雑染用度条において紫草は主要な染料であると位置づけられるため、希少なものであったとは考えがたい。天武・持統朝において、紫草をつかった染色技術の発展により、多種多様な紫の色名がみられることもそれを裏付けている。

さらに、本表における浅紫色と深緋色とに使われる染料の分量をみてもわかるように、染料の量が多いからといって位色が上位になるとは限らない。位色の尊卑は、染料の希少性や分量に左右されることはないと考えられる。

【表】『延喜式』縫殿寮雑染用条における紫草の用度

素材	染色	染料（単位はすべて斤）			媒染剤		
		紫草	茜大	苧安大	灰	酢	米
綾 (動物性繊維)	深紫	30			○	○	
	浅紫	5			○	○	
	深滅紫	8			○	○	
	中滅紫	8			○	○	
	深緋	30	30		○		○
	葡萄	3			○	○	
	青白椽	6		96	○		
帛 (動物性繊維)	黄櫨	15				○	
	深紫	30			○	○	
	浅紫	5			○	○	
	深滅紫	8			○	○	
	中滅紫	8			○	○	
	深緋	23	25		○		○
	葡萄	1			○	○	
	青白椽	4		12	○		
糸	深紫	17			○	○	
	浅紫	5			○	○	
	深滅紫	8			○	○	
	中滅紫	7			○	○	
	浅滅紫	2			○		
	青白椽	1		2	○		
贗布 (植物性繊維)	深紫	50			○	○	
	浅紫	7			○	○	
	深緋	14	16		○		○
	青白椽	5		48	○		
葛布 (植物性繊維)	深紫	23			○	○	
	浅紫	7			○	○	
	深緋	7	7		○		○

ところで、『万葉集』には色の濃淡を詠んだ歌が一二首みられる。「色深く背なが衣は染めましを」（巻二十の四四二四）のように何色か判別がつかないものもあるが、一二首のうち九首が紅色であり、非常に偏っている。さらに、「紅の深染の衣」（巻七の一三一一三）、「紅の深染の衣色深く」（巻十一の二六二四）、「紅の深染の衣を」（巻十一の二八二八）、「紅の薄染衣浅らかに」（巻十二の二九六六）といったように、濃度をもつ対象物はほとんどが衣である。なかには、「呉藍の八入の衣」（巻十一の二六二三）、「紅の八入に染めて寄せたる衣の裾」（巻十九の四一五六）といったように、繰り返し染料につける行為をしめす「八入」（八塩）という表現もみられる。

『万葉集』と「八代集」とにおける歌に登場する色の濃淡の表現方法を比較検討された伊原昭氏は「万葉の場合、濃度をもつ色の対象となるものは、それが染めた色に関するものであっただけに、主として衣類という限界をもっており、様々な物象全般にわたってそれを対象とすることがほとんどなかった。しかし、八代集になると、その対象として捉えられた物象は、空・霞・雲・波・原などの天然現象、雁（玉づさ）などの動物、杉・若草・桜・菊・藤・柳・紅葉・松・柞・花・撫子・日かげの蔓・梅・萩・山吹などの植物、涙・元結・袖・衣など、種々様々なものであり、それらの物象の色彩としての普遍的な、また抽象性をもった色名や色彩にむすびつい

ての濃度が示されるようになっているのである。……いわば、濃度によって捉えられる色の性格が具体的・特殊な性格から、抽象的・普遍的な性格へとむかっていたことがわかるのである」と指摘している。<sup>14)</sup>

こうした見解を踏まえるならば、『万葉集』の歌において色の濃淡は衣の色として顕著にみられるものであり、染色技法にも関心が寄せられるなど非常に現実的な表現であるという特徴を見出せる。この特徴は先述した『万葉集』にみる紫を詠んだ歌の特徴と似通っている。実際、『万葉集』において紫色の濃淡を詠んだ歌はみられないが、紫色を詠んだ歌と色の濃淡を詠んだ歌とは、どちらも衣裳を対象物とする傾向があり、染色技法を踏まえた表現がみられるという点でも共通している。

濃淡による位階の識別は紫色が嚆矢である（史料三）。そのため、色に濃淡をつけるという技法は、紫草による染色技術の進展と軌を一にしていたのではないだろうか。『万葉集』にみられる色の濃淡を詠んだ歌と紫色を詠んだ歌との共通点はそれを裏付けているように思われる。

## おわりに

本稿では、古代における紫色の特質を明らかにすることを目的に考察を試みてきた。結果、服制が整備される過程において、紫色には他の色相にはない独自の展開がみられたため、ここにまとめておく。

服制は推古朝より導入が試みられた。いわゆる冠位十二階では、位階の識別は冠によって行われた。当色については不明であるが、紫色が冠位十二階よりもさらに上位にあたる大臣位の冠に相当することから、紫色は規定の範囲外であったと考えられる。

大化期、七色十三階の制定によって、紫色はその濃淡によって位階が識別されるようになる。これは紫色の位色に限ったことであった。さらに、冠位十二階では規定の範疇に入れることができなかつた高位の冠位についても七色十三階は規定しており、織冠・繡冠・紫冠といった高位がすべて紫色で占められている。

天武・持統朝、紫色はその濃淡だけではなく、青色系統となる葡萄色、赤色系統となる赤紫色、黒色系統となる黒紫色といった非常に幅広い色調によって位階を識別するようになる。これは他の色がその濃淡によってのみ位階を識別していたのとは対照的である。紫草による豊かな色調の生成は、染色技術の成熟が必要不可欠であるため、天武・持統朝は紫草による染色の技術が飛躍的に進展した時

代であると位置付けた。

やがて大宝期になると、位色に深緋が加わる。これは染色の過程で紫草を加えることで緋色の明度を下げた色である。そのため、深緋色もまた、紫草による染色技術の発展のなかで生まれたものであろう。ここにおいて位色は、紫・緋・緑・縹のそれぞれの濃淡によって識別されるようになり、以降の時代も基本的には変わらない。

以上のような制度的展開がみられる時代に詠まれたのが『万葉集』の歌である。紫を詠んだ万葉歌は、紫草という植物そのものを詠んだ歌と、紫色に染められた衣類を詠んだ歌とに大別することができる。そこには呪術や霊的な意味は踏まえられておらず、極めて現実的・具体的な表現である。

加えて、『万葉集』における色の濃淡を詠んだ歌をみると、衣類の色に主眼が置かれたものがほとんどで、染色技法にも関心が寄せられている。紫色の濃淡を詠んだ万葉歌はないものの、紫を詠んだ万葉歌と色の濃淡を詠んだ万葉歌とは共通する特徴がみとれるのである。これは、紫色の染色技術と、色に濃淡を施す染色技術との発展とが軌を一にしているためではないかと推測した。

諸賢のご批判を賜れば幸いである。

- (1) 『万葉集』の紫に関しては、滝川政次郎『万葉律令考』東京堂出版、一九七四年や、久下司『莫囂圓隣歌の試讀と紫草の研究』小宮山書店、一九八八年など多数の先行研究がある。
- (2) 伊原昭「万葉の紫とその背景」(『万葉の色―その背景をさぐる―』笠間書院、一九九八年) 三五―三六頁。
- (3) 伊原昭『文学にみる日本の色』朝日選書、一九九四年、二五―三九頁。
- (4) 高田倭男『服装の歴史』中央公論社、一九九五年など。
- (5) 増田美子『古代服飾の研究―縄文から奈良時代―』第三章、源流社、一九九五年に詳しい。
- (6) 黛弘道「冠位十二階考」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年)。
- (7) たとえば、平安時代に筒袖が衰退するのは礼服である大袖が常態化するためとするのが通説である。衣裳の変遷には礼的秩序をより威儀あるものとして示そうとする意識が根底にあると考えられる。
- (8) 吉岡幸雄『日本の色辞典』二〇〇〇年、紫紅社、九四頁。
- (9) 増田美子氏前掲著書、一五一―一五三頁。
- (10) 前田雨城『日本古代の色彩と染』河出書房新社、一九七五年
- (11) 『上村六郎染色著作集』二、思文閣出版、一九八〇年。
- (12) 吉岡幸雄氏によれば、紫根の染液のなかで繰る作業と、媒染剤である灰汁のなかで繰る作業とを三〇分ずつ交互に繰り返して、四日―五日間にわたって続けると濃い紫色になるということである(前掲吉岡氏著書、八八―九一頁)。
- (13) 柴田美恵「藤原朝における位色の変容に関する一試論―紫から黒への移行をめぐる―」(『服飾美学』八号、一九七七年)。藤田佳子「源氏物語の服制と年代―紫から黒へ」(『大谷女子大國文』第十六号、一九八六年)。川名淳子「日本の官職・位階と服色―平安朝―」紫の袍から黒の袍へ」(日向一雅編『王朝文学と官職・位階』竹林舎、二〇〇八年)。
- (14) 伊原昭「色名の深・浅(濃度)」(『萬葉の色相』塙書房、一九六四年) 一〇五頁。